

個人情報に係る同意書及び利用申し込みに係る確認書

次の事項について確認のうえ、にシ点をし、署名してください。

- 申請書・利用調整調査票に記載された内容は、保育に役立てるため、保育の利用調整に必要な範囲で利用が見込まれる保育施設・事業所に情報提供することに同意します。
- 利用調整の結果、利用内定となった場合は、利用内定の保育施設・事業所に対し、保育の実施に必要な範囲で個人情報を提供することに同意します。
- 必要書類は、所定の期日までに必ず提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等に反映されないことがあります。場合によっては、認定却下または、利用調整における加点の対象外、もしくは、減点の対象となることがあります。
- 提出書類の内容に虚偽があった場合は、決定等を取り消すことがあります。
- 適正な利用料の算定及び利用調整の実施のため、住民基本台帳、課税台帳等の関係台帳を閲覧することがあります。
- 利用申込中又は利用中に保護者の認定事由等に変更があった場合は、速やかに保健福祉センター保育担当へ届け出てください（児童・保護者の住所・氏名等が変わる場合、保護者の勤務先が変わる場合、保護者が育児休業を取得する場合等）。なお、就労をやめるなど、保育の必要性がなくなった場合は、保育施設・事業の利用を中止する又は利用申込を取り下げいただく必要があります。
- 利用申込を取り下げる場合は、速やかに保健福祉センターへご連絡いただくとともに、必要書類を提出してください。
- 育児休業からの復職を理由に申込みされた場合は、原則として利用開始月中に復職し、翌月末までに復職証明書を提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等を取消し退所となることがあります。
- 就労の内定を認定事由として保育を利用する場合、原則として利用開始月中に就労を開始し、翌月末までに勤務証明書を提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等を取消し退所となることがあります。
- 利用希望の保育施設または事業所については、事前に見学してください。また利用希望を変更される場合は、指定の期日までに必要書類を提出してください。
- 転所の申込みをしている場合、利用内定後に辞退をされても、利用中の保育施設または事業所を継続利用することはできず、転所利用開始日の前日をもって退所となります。
- 保護者の求職活動や出産等を認定事由として保育を利用する場合、認定期間（保育を利用できる期間）が定められます。認定期間中の指定の期日までに認定事由に変更（求職活動ののち就労開始する等）がなかった場合は、認定期間の満了日をもって保育の利用を終了（退所）とします。
- 保育の必要性の確認のため、ご家庭や勤務先を電話や訪問により、調査させていただく場合があります。
- 令和2年4月1日より利用開始を希望する方の支給認定の通知は、事務が集中し審査に時間を要するため、令和2年1月末以降となります。
 - ・平成31年1月以降に保護者が婚姻・離婚をされたことにより、保護者の扶養関係が変化した場合は、下欄のにシ点をしてください（正しく利用者負担を算定するために必要になります）。
 - 平成31年1月以降に保護者が婚姻・離婚をしたことにより、扶養関係が変化した。

大阪市 保健福祉センター所長 様

令和 元 年 10 月 1 日

保護者氏名 保育 太郎

保護者氏名 保育 花子

以上、確認のうえ署名します。